

## 「工事实績情報システム」の 登録に係る特記仕様書

請負者は、工事請負金額2,500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

提出の期限は、以下の通りとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （２）完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日以内とする。
- （３）なお、施工時に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。